

第39回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年12月6日（火）10:00～10:15

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、中西委員

内閣府原子力政策担当室

室谷参事官

原子力規制庁 原子力規制部

武山安全規制調整官、荒川管理官補佐

4. 議 題

(1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-2) 九州電力株式会社玄海原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第39回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が、九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）です。二つ目が、その他です。

本日の会議は、11時を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) それでは、1件目の議題でございます。九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）についての諮問でございます。本日は、原子力規制庁原子力規制部の武山安全規制調整官、そして荒川管理官補佐のお二人にお越しいただいております。

本日は、武山安全規制調整官より御説明を頂き、適宜荒川管理官補佐から補足を頂きたいと思っております。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

(武山安全規制調整官) それでは、資料1-1、1-2に従って御説明をさせていただきたいと思えます。

本件は、平成25年7月12日に九州電力から申請がありました玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）についての申請がございまして、それに対する許可をするに当たって、原子力委員会の御意見を伺うというものでございます。

資料1-1にありますように、本件については許可を行うに当たって、基準の適用のうち、1項1号と書いてありますけれども、平和の目的以外に利用される恐れがないかということの基準の適用についての意見でございます。

資料1-1の次のページをめくっていただきますと別紙ということで記載がございしますが、本件申請についてはここに書いてあるとおりですが、資料1-2を御覧いただければと思えます。

今回の申請の中身の概要を御説明したいと思います。資料1-2を開いていただきますと、変更の理由が（4）でございます。本件は炉規制法の改正に伴って重大事故等に対処するために必要な施設の設置、体制の整備等を行うために変更するというものが主な理由でございます。

（3）の変更の内容にありますように、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造、設備、それから発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項、こういうところについて変更しているものでございます。

そういう意味からして、以前、直近で許可をいたしました再処理抛出金法、再処理機構の

発足に伴って、いろいろ使用済燃料の扱いが変更されたということに伴うことから何ら変わるものではないというものでございます。

資料1-1の別紙にありますように本件申請については発電用原子炉の使用の目的、商業発電用に変更するものではないこと。それから、使用済燃料については再処理拠出金法に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はない。

それから、海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法のもとで、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針に変更がないこと。

それから、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号炉については平成17年9月7日付で許可を受けた記載、4号炉については平成11年11月15日付で許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められる、ということでございます。

御説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

中西先生。

(中西委員) 特にはありません。敢(あ)えて言わせていただきますと、目的に変わりはなく、平和利用のためと理解されます。ただ、文章を見ますと、例えば使用済燃料についてはこうする、というのではなく、これについては法律に基づいてこうこうするとあります。つまり、ここに書いてあることとは別ですが、これを読んでいますと、例えば燃料については法律に基づいてこうだという書き方は、九州電力としての意思といいますか、特に再処理を義務付けられているわけではないのに、法律に基づいてすると淡々と書かれていることが少し妙な印象を受けました。

九州電力としてはこういうふうにすると書いた方が何となく伝わりがよいような気もしたのですが、これは感想でございます。

(武山安全規制調整官) 使用済燃料の扱い等を含めて、結局は炉規制法なりここに書いてある再処理等抛出金法なり、どうしても法律でいろいろと制限を受けている中でやらなければいけないということで、非常に重要な物質でもあるので、九州電力としてはちゃんと法律に遵守してやりますということを行っているというふうに御解釈いただければと。

(中西委員) 四つ目のポツで、上記以外の取扱いを必要とする場合には、ということをお知らせされていますが、もう少し御説明をしていただけないでしょうか。

(武山安全規制調整官) これは、法律上、再処理機構が再処理を国内の再処理業者に委託して再処理を行うという形が基本なのですが、直接、原子力事業者、原子炉設置者が再処理をそういうところを経由せずに行うということも実は可能でございます。ただ、その場合には、ここに書いてある日付で許可を受けた記載は、きちんと炉規制法に基づいて指定を受けた再処理事業者にきちんとやらせるとか、やってもらうとか、あるいは海外のものもここに書いてあるような協力のための協定を締結している国の再処理事業者が行うということは同じことなのですが、そういうことをやるということで、再処理機構を経ずしてやるということも実は法律的には可能になるということなので、そこを御説明しているということでございます。

(中西委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 私も諮問されている平和利用については特に質問がありません。せっかくおいいただきましたので、差し支えない範囲で教えてください。

1-1の最初のところに、25年7月に申請が出て、28年9月以降に3回くらい補正が出ていますけれども、国民の方々にどういうことかということで知っていただく機会になると思って質問しているのですが、どういうところでやり取り、時間がかかったとか、補正が出るまで3年かかっていますよね。どんなプロセスでどういうふうに審査されたのでしょうか。

(武山安全規制調整官) 玄海は先行で許可したプラントである川内、高浜、伊方とかございますけれども、それと比べて、4ループの蒸気発生器のプラントということで、申請基準の適合について初めて行うということですので、PCCV、コンクリート製格納容器を使っているところもあって、いろいろそういう意味では、重大事故の状況とかと少し違うところもあるので、そういうことをつぶさに見ていくということになります。

そういうことのやり取りをいろいろするんですけれども、基本は審査ですので、我々が利用者に対して質問を投げかけて、それでやり取りをするというのを審査会合なり、あるい

は審査会合ではないヒアリングという場でもやるんですけども、そういうやり取りをしている中で、向こうの回答がなかなか来なかったりするケースもあって、少し時間がかかったりするということがあり、そういうことをやり取りしている中で、先ほど先行のプラントを申し上げましたけれども、同時並行で審査しているんですけども、どうしてもやり取りがスムーズに行くところは早く進むということなので、そちらの方を優先と言うと語弊がありますけれども、そちらの方にどうしても進みが早くなってきて、こちらは後回しになってしまうとか、そういうようなことが多々ありました。

その結果として、28年に入ってからやっと補正という形で申請書が完成を見たという形になるということが経緯でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

その他、御質問はございませんでしょうか。

(中西委員) せっかくおいでいただいているので、これも参考までに教えていただきたいのですが、規制庁としましては、法律というか規制をつくる時に、科学的な根拠に基づいてされていると思います。分からないところは規制づくりは厳しいかもしれないけれども、科学的に分かってきたら規制を少し緩くするなど、いろいろ法律も変えられていくのだと思いますが、主に頼っているといたしますか、規制が変わっていく根拠のベースにしているものはどういうものなのでしょう。

規制を行うに際して、こうだから、こういう規制にしたとか。例えば地震の場合は何ガルでどうなるからとか、活断層がある、ないとか、もっと他の規制もあろうかと思いますが、それらの規制はどういうものを根拠にしているのでしょうか。ただこう言われているからこうしているのではないと思いますが。

(武山安全規制調整官) まず、我々は審査を行うに当たっては。

(中西委員) 審査ではなくて、規制を考えていく場合です。その規制に基づいて審査をするわけですから規制そのものについて教えていただけるのでしょうか。

(武山安全規制調整官) 規制を考えていく上で、何をよりどころとしているかということですか。

(中西委員) 科学的な根拠についてですが。

(武山安全規制調整官) そうですね、何を根拠としているかということ、一つはやはりこういうことは国際的ないろいろな場があると思います。IAEAだとか、そういうところでいろいろな専門家が議論をしていると思います。そういうものでいろいろとレポートが出てき

たりとかしているわけです。そういうものとかをちゃんと取り込むということが大事だろうなと思っています。

(中西委員) 日本特有のものが一番大切かと思いますが日本国内のものはどうなのですか。

(武山安全規制調整官) 例えば、地震とかそういうことですね。それもだから当然ながら学会でいろいろと言われているようなこととか、我々の方としては審査をやる場所なのですけれども、もう1個、基準をつくる場所がございまして、ここが結局最新の技術的な知見を取り入れて基準をアップデートするという役割を担っていて、そこでは規制庁の職員が自らいろいろ研究したりするところもあるし、先ほど言ったように、いろいろな学会とかそういうところに知見を集めてきて、どうだろう、ああだろうということを検討したり、そういうものをベースとして基準というのをつくり上げて、その基準に従って我々は審査をしたり、検査をしたり、そういうふうな流れになるというふうになっています。

(中西委員) 今まで、基準としていた値を科学的知見に基づいて見直して、強くしたり、弱くしたりというような変更もされてきているわけですか。具体例を教えてください。

(武山安全規制調整官) 最近の例ですと、まだこれから基準を策定する段階ではあるんですけども、今、パブコメをやっているものでは有毒ガスの規制があって、いわゆる原子炉を運転する制御室など、そういうところに対して化学的な毒性のガスの影響がどうなるかということについて、我々の方で審査を行うに当たってのガイドみたいなものを策定したり、基準自体、規則自体を少しモディファイしたり、そういうことを考えているわけですが、そういうものを今やっていたり、ということはしています。

(中西委員) 新しく抜けていた分野を補うということはやりやすいと思うのですが、今までの基準そのものを見直すという、そういう動き又は検討について、具体例があれば教えてください。

(武山安全規制調整官) ちょっと私も直接はやっていないので詳しいことは分かりませんが、基準を見直すところのチームでいろいろ研究している中では、ゆくゆくはそういうふうなものが出てくるのではないかというふうな形でいろいろやっています。

(中西委員) なぜお聞きしたかと言いますと、単に審査をするだけではなく、何に基づいて審査しているかということについては、いつも気に留(と)めていただきたいと思いますからです。どうもありがとうございました。

(岡委員長) どうもありがとうございました。

私は他にはございません。

それでは、本件につきましては、今日の議論を踏まえまして答申を行わせていただきたいと思えます。

二つ目の議題について、事務局から説明をお願いします。

(室谷参事官) その他案件でございます。今後の会議予定について御案内申し上げます。

次回第40回原子力委員会の開催につきましては、12月13日火曜日10時から中央合同庁舎8号館5階共用C会議室において行う予定でございます。

議題といたしましては、第17回原子力協力フォーラム、大臣級会合の開催結果について。2件目の議題としては、軽水炉の利用について、ということを用意いたしております。

以上、御案内申し上げます。

(岡委員長) その他委員から御発言はございますか。

それでは、御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。